

第5回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 令和元年5月15日(水)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について (申請件数 4件)
- 議案第2号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について (申請件数 1件)
- 議案第3号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について (申請件数 1件)
- 議案第4号 都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について (申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第4条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 2件)
- 報告第2号 農地法第5条の規定に係る会長専決処理について (申請件数 6件)

応召委員(13名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
5番	伊東 誠司	6番	榎本 英雄
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
9番	高橋 文雄	10番	大口 貴司
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

職務のために出席
した者(事務局)

事務局長	古川 敦司
事務局次長	本木 豊
事務局書記	川島 一利

午後3時56分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

これより第5回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は13人全員であります。武蔵村山市農業委員会総会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、5番伊東誠司委員、11番朝倉庄吉郎委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地について、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。

申請番号1番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成12年9月13日に相続し、前回調査は、平成28年5月17日になります。

申請番号2番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年8月18日に相続し、前回調査は、平成28年5月17日になります。

申請番号3番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成24年9月14日に相続し、前回調査は、平成28年5月17日になります。

申請番号4番、相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は

それぞれ記載のとおりで、地目は畑でございます。理由は自ら農地として利用しているもので、平成27年7月24日に相続し、前回調査は、平成28年3月15日になります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましては、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

なお、申請番号3番の審議につきましては、石川委員に関する事項になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、石川委員におかれましては、発言をお控えくださいますようお願いいたします。

それでは内野部会長、よろしくをお願いいたします。

2番
(内野 晴夫君)

本日午後1時15分より土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、4件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①の農地は、サヤエンドウ、梅、栗等が栽培されており、一部作付け準備中でした。③の農地は、ジャガイモ、ネギ等が栽培されておりました。他の農地は全て作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、①から⑥の農地全てお茶が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号3番の農地でございますが、①の農地は、桑が栽培されており、一部作付け準備中でした。②の農地も、桑が栽培されており、一部作付け準備中でした。③の農地は苗木が、④の農地は桑が、⑤の農地はツツジの苗木が、⑥の農地はブルーベリーが、⑦の農地は苗木が、⑧の農地は桑が、⑨の農地はブルーベリーが、⑩の農地は桑が、それぞれ栽培されておりました。⑪～⑬の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号4番の農地でございますが、①～③の農地は、作付け準備中でした。④の農地は、サヤエンドウ、タマネギ、ジャガイモ等が栽培されておりました。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第1号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議長
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、奥住委員。

12番
(奥住 雄一君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

はい、石川委員。

4番
(石川 裕一君)

2番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

はい、荒幡委員。

7番
(荒幡 善政君)

3番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

なお、4番の申請地につきましては、現地を確認しております。

他に御意見等ございませんか。

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願につ

いて」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委員

異議なし。

議長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第2号、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について、1件申請がございました。

申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりでございます。地目は畑で、理由は、平成31年2月20日、申請人の父の死亡により、生産緑地法第10条の規定に基づき、市長に対し当該生産緑地の買取りを申し出るためのものがございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件あります。

申請農地でございますが、①～③の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては、証明書の発行はよろしいのではないかと思います。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、川島委員。

1 番
(川島 修君)

1 番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。それでは議案第 2 号につきましては、証明書の発行をすることといたします。

次に、議案第 3 号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1 件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第 3 号、「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1 件申請がございました。

利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者については、記載のとおりとなります。設定期間は令和元年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までです。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長、よろしく願いいたします。

2 番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①～③の農地は、作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請人については、後継者として農業経営を行っている方で問題はないと思われまますので、承認してよろしいかと思えます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、荒幡委員。

7 番
(荒幡 善政君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第3号「農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について」は承認をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございました。異議ないようですので議案第3号につきましては、承認することといたします。

次に、議案第4号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件あります。事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。
議案第4号、「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件申請がございました。

本件は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成30年6月27日法律第68号）第4条の規定に基づき、事業計画の認定を行うものでございます。

利用権の設定を受ける者、利用権を設定する者については、記載のとおりとなります。権利の種類は使用貸借権の設定を行うもので、設定期間は令和元年6月1日から令和6年3月31日まででございます。

本事業計画の内容につきましては、議案資料の40ページから43ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきましても、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を内野部会長に報告していただきます。

それでは内野部会長よろしく願いいたします。

2番
(内野 晴夫君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第4号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」、1件あります。

申請番号1番の農地でございますが、①、②の農地は作付け準備中でした。

現地は適正に管理されており問題はないようでした。

申請人については、後継者として農業経営を行っている方で問題はないと思われまますので、承認してよろしいかと思えます。

議長
(田代 敏夫君)

報告が終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、石川委員

4番
(石川 裕一君)

1番の申請地につきまして、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第4号「都市農地貸借円滑化法に基づく経営規模拡大について」は承認をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので、議案第4号につきましては、承認することといたします。
次に、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。
報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」、2件ございます。
本件は、農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届け出でございます。
申請人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目は畑で、転用目的はいずれも一般住宅でございます。
以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。
はい、朝倉委員。

1 1 番
(朝倉庄吉郎君)

2番の届出地ですが、現地を確認しております。

議 長
(田代 敏夫君)

なお、1番の届出地ですが、現地を確認しております。
他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第4条の規定に係る会長専決処理について」は終了いたします。

次に報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、6件あります。

事務局より説明いたさせます。

事務局
(本木 豊君)

それでは、御説明いたします。

報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」、6件ございます。

本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出でございます。

譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積、地目はそれぞれ記載のとおりでございます。転用目的につきましてはいずれも一般住宅でございます。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただいま事務局より説明がありましたが、御意見等ございましたら伺います。

なお、1番、2番、3番、4番及び6番の届出地ですが、現地を確認しております。

はい、高橋委員。

9番
(高橋 文雄君)

5番の届出地ですが、現地を確認しております。

議長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか

委員

なし。

議長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第2号「農地法第5条の規定に係る会長専決処理について」は、終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第5回総会を終了いたします。

大変お疲れ様でした。

午後 4 時 1 6 分 閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

令和元年 5 月 1 5 日

会 長 ⑩

署名委員 ⑩

署名委員 ⑩